

粗大ごみの搬入場所が決まりました

先月号でお知らせしましたとおり、7月から粗大ごみの処理が有料になります。

また、粗大ごみの出し方も、市の指定する場所へ自分で搬入していただく指定場所持ち込み方式となります。指定場所と搬入方法が決まりましたので、お知らせします。(粟島、志々島は除きます。山本町は従来どおりです。)

持ち込み場所

詫間町の(有)詫間清掃(83-2419)に決まりました。



持ち込み期間

期間: 毎月 11 日 ~ 20 日 (10 日間) 時間: 午前 9 時 ~ 午後 4 時 (日曜日のみ正午まで)

持ち込みの手順

家庭で不用になった「粗大ごみ」を自家用車等に積んで、(有)詫間清掃へ持ち込んでください。
(有)詫間清掃事務所で搬入の受付をしてください。
係員が積荷を確認します。

車両の計量をします。(積荷のまま)
係員の指示に従い、積荷を降ろしてください。
再度、車両の計量をします。(荷降ろし後)
手数料をお支払いください。

受付で住所、自治会、氏名、電話番号等をお聞きします。場内では係員の誘導にご協力ください。

処理手数料は
10 kgにつき 200 円

持ち込み時に計量を行い、重さに応じた料金をお支払いいただきます。
品目には関係ありません。

家電リサイクル法により、「テレビ」・「エアコン」・「冷蔵庫」・「冷凍庫」・「洗濯機」の 5 品目を持ち込む場合は、郵便局振込済の家電リサイクル券と 1 台につき 2,000 円の運搬手数料が必要です。

処理困難廃棄物(タイヤ・バッテリー等自動車部品、バイク、事業系ごみ、農業用機械や資材、農薬などの危険物、建設資材、消火器、ガスボンベ、ピアノ、パソコン、スプリングマット等)は持ち込みできませんので、販売店や処理の専門業者にご相談ください。

問い合わせ 環境衛生課 62-1120